

県職員の勤務時における服装の柔軟化について

やまぐちワークスタイルシフトの取組の一環として、公務職場における服装としての信用と品格を保ちつつ、ノーネクタイ・ノージャケット等の働きやすい服装による勤務を通年で実施する。

- クールビズ・ウォームビズの期間を設定せず、通年で取り組む。
- 行事や式典等、社会通念上必要と考えられる場合は、ネクタイやジャケットを着用するなど、TPOに応じた服装とする。

目的

- 職場等で服装の調節により省エネ等に取り組む「ぶちエコやまぐち県民運動」を、さらに充実させる
- 職員の個性や価値観を尊重した、いきいきと働くことのできる職場づくりを進め、業務の効率化や新たなアイデアの創出など県民サービスの一層の向上につなげる

開始時期

令和6年11月1日(金)